

伊勢市農業委員会 第208回 総会議事録

日 時	令和5年4月17日(月) 13時56分～15時15分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲    5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉    8番 中西 重喜    9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平    11番 北村 安弘    12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘    14番 泉 一嘉    16番 奥野 隆史</p> <p>18番 大西 正義    19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>15番 出口 勝信    17番 岩尾 昭</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕(局長)</p> <p>中野 雅之(係長)</p> <p>上野 結女(会計年度任用職員)</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美(再任用職員)</p>
会議録署名者	3番 吉田 保    12番 山口 和男
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>4. 農地利用変更届出書について</p>

<p>議 長</p>	<p>5. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）  6. 一時転用の完了報告について  7. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第208回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>17</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、  3番の吉田 保さん  12番の山口 和男さん  のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第2号 事業計画変更承認申請について  議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）  以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図、正誤表及び報告資料を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p>

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 7 件、田が 6 筆 7,626.10 m<sup>2</sup>、畑が 11 筆 5,984 m<sup>2</sup>の計 17 筆 13,610.10 m<sup>2</sup>でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は津村町の田 1 筆と畑 2 筆を譲り受けたいとの申請でございます。

申請地は津村町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【1949、2310】と農用地区域外農地【722-6】でございます。現地調査の結果、【1949、2310】は遊休農地と【722-6】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

2 番、こちらは贈与でございます。受人は東大淀町の畑 5 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

3 番と 4 番、こちらは交換でございます。それぞれ所有の農地の交換ですので、併せて説明します。受人は東大淀町の田 1 筆と畑 1 筆を相手方の田 1 筆と畑 1 筆と交換したいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地の田 2 筆と農用地区域外農地の畑 2 筆でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員はどちらも 2 名でございます。

次ページ（1 - 3）をご覧ください。

5 番、こちらは死因贈与でございます。受人は中村町及び楠部町の田 2 筆と畑 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は中村町及び楠部町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【乙 417-2】と農用地区域外農地【1189】と農業振興地域外農地【乙 57-1】でございます。現地調査の結果、遊休農地【乙 57-1】と荒廃農地【乙 417-2、1189】判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

6 番、こちらは交換でございます。受人は二見町山田原の田 1 筆を

伊勢市と交換したいとの申請にございます。申請地は二見町山田原地内 山田原児童公園より南東へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。交換の経緯を補足説明します。もともと「田」だった所を合併前の二見町の時に行った水路敷きの整備で、暗渠となる場所を田で、農地の所を暗渠と誤って登記したことに、気付かずに処理していました。今回はその錯誤の解消のため、実際の暗渠となる箇所を分筆し直して、交換することで正常な形に戻したということになります。

次ページ（1－4）をご覧ください。

7番、こちらは贈与でございます。

受人は小俣町湯田の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より北へ20mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された1番については、所有権移転後、不明確な境界を調整した後に葉物野菜等を栽培する旨を聞き取りました。また5番については、畑の雑木を6月頃に切り果樹（柿とみかん）を植えていく計画があり、田は起耕後に水稻をする旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。

そして、4番の受人の所有する畑1筆に、無許可で太陽光発電設備が設置されていましたが、4条申請が提出されておりますので、全部効率要件を満たしていると事務局において判断いたしました。

最後に5番の死因贈与についての補足説明をさせていただきます。死因贈与とは、財産の渡人と受人の間で、渡人が亡くなった時点で事前に指定した財産を受人へ贈与するという贈与契約に基づく贈与です。今回はその契約書により、契約書に記載の弁護士が執行人となり、その方執行人弁護士からの申請になっております。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この内、3番と4番については、北村委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただき、この件を審議いたしたいと思ひます。</p> <p>(北村委員退席)</p> <p>本件について何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号中の北村委員に関係する分については許可することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思ひます。</p> <p>(北村委員着席後、審議再開)</p> <p>続きまして、議案第1号のその他の案件についての審議に入りたいと思ひます。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
<p>中川委員</p> <p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>写真資料について、6番が2つあります。</p> <p>正しくは左が6番で、右が7番です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない</p>

ようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の370㎡でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、こちらは平成元年3月6日付で農地法第5条にて許可した贈与による貸家1棟の建築でございました。申し出によりますと、貸家を賃貸する計画を資金不足により断念し、今後の検討をしていたところ、隣接する宅地での住宅新築の一環として承継人が、駐車場及び倉庫等として利用することになり、事業計画変更を申請したものでございます。なお、転用申請が【5条-2番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

議案第2号は、以上2件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ2筆の1,308㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は船江2丁目の田2筆と、隣地である【5条-1番】で申請の田1筆と併せて計2,008㎡を、共同住宅1棟262.68㎡と駐車場38台分としたいとの申請にございます。申請地は船江2丁目地内桧尻川排水機場より東へ110mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。そして本案件は、【5条-1番】と関連がありますので、そちらが許可されることを許可条件としたいものです。さらに、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものとございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものとございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、5条で関連案件が許可されることで許可することを条件とすることで、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は16件、内訳といたしまして、田が10筆6,392㎡、畑が16筆5,928㎡の計26筆12,320㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人は船江2丁目の田1筆を譲り受けて、隣地である4条1番で許可を受けた田1筆と併せて計2,008㎡を、共同住宅1棟262.68㎡と駐車場38台分としたいとの申請にございます。申請地は船江2丁目地内 桧尻川排水機場より東へ90mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。



2番、こちらでも売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って改めて申請された案件で、事業計画変更の承継人が、神久4丁目の畑1筆を譲り受けて、隣接する宅地2筆計573.54㎡と併せて一体利用し、住宅2階建1棟 建築面積72.87㎡と物置1棟 建築面積54.65㎡及び駐車場7台分としたいとの申請でございます。本申請は住宅建築地が宅地のため、建ぺい率は算出していません。そして、倉庫は家族が趣味で行っているジェットスキーやロードバイク等を格納するためであり、駐車場は周辺道路の道幅が狭いうえ友人が多く集まり、近隣へ迷惑を掛けないためにも台数を多くとる必要があるとのこと。申請地は神久4丁目地内 神久公民館より東へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロック、コンクリート擁壁及び石積を設置するとのことでございます。

次ページ（4-2）をご覧ください。

3番、こちらは使用貸借でございます。借人は通町の田2筆の内計766㎡を借り受けて、農業用倉庫兼店舗 建築面積151.00㎡と駐車場9台分を設置したいとの申請でございます。申請地は通町地内 国道42号 通町2交差点より南へ210mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては農用地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第5条第2項ただし書きにある農畜産物販売施設等として用途区分が行われている農地で、農畜産物販売施設を設置する場合は転用が認められるものに該当します。令和5年3月13日に伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の公告がなされております。また、所有者の先代が何年前に建てたか定かでないが、農業倉庫を建ててしまったとのこと始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は西豊浜町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積107.65㎡としたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 西豊浜町上区町民会館より北へ240mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（4-3、4-4）をご覧ください。

5番から7番、こちらも売買でございます。受人が同一であるため、併せて説明します。受人である東京都港区芝4丁目で太陽光発電事業を営むQ. E N E S Tパワー合同会社 代表社員 Q. E N E S Tホールディングス株式会社 職務執行者 張 熙載さんが、村松町に点在する畑3筆を譲り受けて、それぞれ太陽光発電施設 設置面積457.5㎡としたいとの申請でございます。その内7番は隣接する原野1筆515㎡と併せて一体利用します。申請地は村松町地内 5番が国道23号 村松町2交差点より北西へ140mに位置する第2種農地、6番が国道23号 村松町1交差点より東へ200mに位置する第2種農地、7番が国道23号 村松町1交差点より南へ190mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、【5番、7番】は荒廃農地、【6番】は遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

5番、6番について当初は北側に300ha弱の一団の農地があり、それらに連たんするため第1種農地と判断していましたが、現地調査に行った際などに改めて精査し、また県の農地調整課とも確認をとった上で最終的に申請地を含む一帯については、国道23号沿いの宅地化が進んだ地帯に近接し、農地法施行規則第46条で定める土地改良区の区域からも外れており、周辺の農地面積もわずかであることから、第2種農地に該当すると判断を変更しました。

次ページ（4－5）をご覧ください。

8番、こちらも売買でございます。受人である楠部町で不動産業等を営む株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼 小百合さんが、中須町の畑3筆を譲り受けて、建売住宅2棟 建築面積計120.89㎡とカーポート2棟 建築面積計62.1㎡としたいとの申請でございます。申請地は中須町地内 坂東公園より北へ290mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

9番、こちらは贈与でございます。受人は一字田町の田1筆と畑1筆と、一体利用する山林1筆29㎡を譲り受けて、所有権が移転した後に一字田町で土木工事業等を営む有限会社侑馬 代表取締役 植村 義昭さんに貸し出す貸資材置場としたいとの申請でございます。申請地は一字田町地内 市立しごうこども園より南西へ190mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックと法面を設置するとのことでございます。なお、申請地は道路

に接していませんが、譲受人との賃貸借契約期間内は、隣接する宅地を進入路として無償で使用する事が出来ます。

次ページ（４－６）をご覧ください。

10番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である上地町で土木工事業等を営む株式会社近藤建設 代表取締役 近藤 隆男さんが、三重県が発注した令和3年度県単排水施設整備事業第1400-分0006号 伊勢市地区基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 遊水池掘削その2工事を受注した関係で、鹿海町の田1筆797㎡の内180㎡を令和5年7月31日まで賃貸借により借り上げて、工事用の作業場としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 鹿海排水機場より南西へ5mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土のう、土木シートを設置することとございます。

11番、こちらは贈与でございます。受人は二見町今一色の畑1筆を譲り受けて、進入路としたいとの申請にございます。申請地は二見町今一色地内 高城神社より南へ220mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、平成16年10月26日に工場への進入路として賃貸借による5条許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのこととございます。

次ページ（４－７）をご覧ください。

12番、こちらは売買でございます。受人である小俣町で不動産等を営む有限会社中村不動産 代表取締役 仲条 圭司さんが、小俣町宮前の畑3筆を譲り受けて、分譲宅地4区画としたいとの申請にございます。通常の農地転用では建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的

に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町宮前地内 宮前公園より西へ130mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

13番、こちらも売買です。受人である津村町で介護施設を営む株式会社アルブル 代表取締役 谷口 大輔さんが、小俣町宮前の田2筆を譲り受けて、介護施設1棟 建築面積582.54㎡及び駐車場18台分と道路としたいとの申請にございます。申請地は、小俣町宮前地内 小俣さくら園より北東へ10mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック、コンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次ページ（4-8）をご覧ください。

14番、こちらも売買でございます。受人である松阪市小片野町で不動産業等を営む株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢さんが、小俣町新村の田3筆を譲り受けて、建売住宅10棟 建築面積計780.00㎡及び通路等としたいとの申請にございます。申請地は小俣町新村地内 東新村公民館より北へ120mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は東及び南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック、コンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

15番、こちらも売買です。受人である松阪市小片野町で不動産業等を営む株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢さんが、御薊町高向の畑2筆を譲り受けて、分譲宅地2区画としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的に許

可し得る案件でございます。申請地は御菌町高向地内 高向墓地より西へ40mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（4－8）をご覧ください。

16番、こちらも売買でございます。受人は御菌町王中島の畑1筆と一体利用する宅地1筆92.56㎡を譲り受けて、所有権が移転した後に父親が近隣で所有する賃貸住宅用に貸出す駐車場5台分としたいとの申請でございます。申請地は、御菌町王中島地内 ゆたかこども園より北へ150mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

山添委員

3番の申請人はどんな方ですか。何か農業関係の仕事をしていますか。

係 長

夫婦で農業をされている方で、今回の申請地の残りの畑の部分と隣の畑を利用権設定で借りて耕作をされていて、その畑で採れた野菜などを売ったり、野菜を使った料理などを提供する店舗としたいとのことでした。

議 長

ほかにごいませんか。

吉田委員	4 - 7 ページの 12 番について、計 3 筆のところは計 2 筆になっています。
係 長	そうですね。正しくは計 3 筆です。
山添委員	13 番の介護施設について、すぐ近くのさくら園とは関係ありますか。
係 長	さくら園とは関係のない別の法人になります。予定ではサービス付き高齢者住宅とのことです。
川端委員	5 ~ 7 番の太陽光発電施設について、近年太陽光発電施設が随所に乱立しているように感じますが、書類が整い要件を満たせば転用を認めざるを得ないのでしょうか。
係 長	農地の太陽光発電施設への転用件数については、最も多かった 4, 5 年前は転用申請の半分近くが太陽光発電施設という時期もありましたが、その時と比べると伊勢市はかなり少なくなりました。申請上は書類に不備がなく立地等の要件を満たす場合は原則申請を拒むことはできません。
川端委員	運営している業者にもよるかもしれませんが、底地の管理が行き届かず雑草が茂っているところもありますね。
係 長	業者によっては近隣の管理してくれるところへ委託しているところもあるようですが、放置されているところもあるのが現状ですね。
議 長	<p>県の常設審議委員会へ毎月行きますが、そちらでは太陽光発電施設の転用申請が出ない月がないですね。そのような問題が出ているところもあります。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
山口委員	2 番について、大西さんから児玉さんへの事業計画変更で出ていますが、平成元年 3 月 6 日に贈与して、今回は売買ですが、所有権はどうなっていますか。

<p>係 長</p>	<p>2 - 1 ページで見ていただくと、当初神田久志本町の大西さんから今回の渡人である兵庫県の大西さん外 2 名へ貸家として贈与して所有権移転していたのですが、今回その兵庫県の大西さんが計画を実行できなくなり、見玉さんへ売買します。今回は道路に面した 2 筆が宅地で、その奥に今回の申請地である農地あり、住宅は手前の宅地に建てます。そしてその宅地の一部と一体利用して申請地に駐車場と倉庫を建てる計画になっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございせんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございせんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、1 番、13 番、14 番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は 58 件で、田が 133 筆の 165,210 m<sup>2</sup>、畑が 9 筆の 9,061 m<sup>2</sup>、計 142 筆の 174,271 m<sup>2</sup>でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 1 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 4 筆の 3,472 m<sup>2</sup>。</li> <li>◇ 3 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 8 件で、田のみ 16 筆の 18,280 m<sup>2</sup>。</li> <li>◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 10 件で、</li> </ul>

田が 14 筆の 21,012 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 729 m<sup>2</sup>、計 16 筆の 21,741 m<sup>2</sup>。  
◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 18 件で、  
田が 48 筆の 35,073 m<sup>2</sup>、畑が 4 筆の 1,637 m<sup>2</sup>、計 52 筆の 36,710 m<sup>2</sup>。  
◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の移転が 1 件で、畑のみ 1 筆の 981 m<sup>2</sup>。  
◇ 6 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 1 筆の 1,902 m<sup>2</sup>。  
◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 11 件で、  
田が 31 筆の 50,442 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆の 2,857 m<sup>2</sup>、計 32 筆の 53,299 m<sup>2</sup>。  
◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 8 件で、  
田が 19 筆の 35,029 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆の 2,857 m<sup>2</sup>、計 20 筆の 37,886 m<sup>2</sup>。  
以上件数は 58 件で、田が 133 筆の 165,210 m<sup>2</sup>、畑が 9 筆の 9,061 m<sup>2</sup>、計 142 筆の 174,271 m<sup>2</sup>でございます。転貸抜きの件数は 49 件で、田が 114 筆の 130,181 m<sup>2</sup>、畑が 7 筆の 5,223 m<sup>2</sup>、計 121 筆の 135,404 m<sup>2</sup>でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。

この内、47 番から 50 番、53・54 番については、奥野委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただき、この件を審議いたしたいと思ひます。

（奥野委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声多数あり）

異議なしということでございますので、議案第 5 号中の奥野委員に関係する分については許可することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。



<p>山添委員</p> <p>日置 (農林水産課)</p> <p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>(奥野委員着席後、審議再開)</p> <p>それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>2 ページの若宮さんの使用貸借の件について教えてください。</p> <p>若宮さんの配偶者がもともと黒瀬町の方で、今回の 35 番を含む配偶者の土地が黒瀬町に何筆かあり、機械等も配偶者の実家にあり、近所の方の土地も頼まれて以前から耕作をしていましたが、今までは書類上の手続きがされていなかったものを正式に手続きするものです。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p> <p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……2件(説明内容記録省略)</p>
---	--

- 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
……1件（説明内容記録省略）
- 3. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……9件（説明内容記録省略）
- 4. 農地利用変更届出書について  
……4件（説明内容記録省略）
- 5. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）  
……3件（説明内容記録省略）
- 6. 一時転用の完了報告について  
……3件（説明内容記録省略）

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に  
ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。  
引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま  
す。

係 長 それでは事務局から2点、連絡させていただきます。  
1点目は、営農型太陽光発電設備の下部農地における農作物の状況結果報告に  
ついてでございます。本日配布しました資料の中で、右肩に「報告資料」と記載した  
ものをご覧ください。こちらは、これまでに許可した営農型発電設備の下部  
農地における農作物及び許可の状況をまとめたもので、2枚目以降は  
それぞれの報告書となっております。この件につきましては、農林水産省  
の通知により毎年2月末までに、状況報告の提出を求めているもので  
ございます。また、事務局が随時現地をまわり、許可済地の管理状態  
等を確認しています。なお、まだ収穫できない許可地における要点としては、  
適正な管理がされているかどうかを確認し、知見を有する者からの意見等から、  
問題なしと判断するところでございます。

1番は、ブルベリーで6年目を迎え、順調に成長しています。ただし、

収穫量の単収が 80%を少し切る結果となりましたが、知見を有する方から、収穫量より高品質を目的としているとの所見があり、妥当と判断しました。

2 番は、かぼちゃで 6 年目を迎え、現地を見る限り問題はありませんでした。これまでには、伝票を一部紛失する等ありましたが、きちんと管理できるようになりました。収穫量は基準の 80%を超えており、妥当と判断しました。

3 番は、ブルーベリーで 5 年目を迎え、成長、収穫共に順調で、近隣のケーキ店などに出荷もし、収穫量は基準の 80%を超えており、妥当と判断しました。

4 番も、ブルーベリーで 5 年目を迎え、成長、収穫共に順調で、ブルーベリー狩りを行う等し、収穫量は基準の 80%を超えており、妥当と判断しました。

5 番から 9 番は、令和 2 年に農作物の変更願いがあり、榊からブルーベリーへの変更を同年 9 月 15 日付で認めました。ブルーベリーポットを配置して、2 年目を迎えますが、草刈りなど適正に管理するようになりました。育成期間中であるため収穫はありませんが、知見を有する方から、樹齢相応の成長に差はあるものの成長を促していくとの所見があり、妥当と判断しました。

10 番、11 番は、榊で作付けしてから 2 年目に枯らしてしまい、植え直してから 2 年目にあたります。育成期間中であるため収穫はありませんが、知見を有する方から、順調に成長しており、来期からの出荷を狙い、引き続き成長を促していくとの所見があり、妥当と判断しました。

事務局としては、これまでと同様に随時現地確認し、必要に応じて指導等を行うこととし、この内容にて県に報告したいと思っておりますので、お願いします。

2 点目は、4 月の現地調査のお願いでございます。

・ 4 月 25 日（火） 川端 善宏 委員、 東浦 弘行 委員

<p>議 長</p> <p>川端委員</p> <p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>・ 4 月 2 6 日（水） 山添 久憲 委員、 大西 正義 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日 9 時まで、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p> <p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>5 番から 9 番の方は管理などが心配なのですが大丈夫なのでしょうか。</p> <p>以前より草刈も行われ、専門の方から見てきちんと育っているとの 意見もいただいております。今後の状態によっては次回の更新時に検 討しなければならないとは思っております。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第 2 0 8 回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。</p>
--	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_